に限る。）、朝倉郡東峰村大字宝珠山字フケ原六四〇四の二、八女郡黒木町大字北大淵字田ノ口二八三六、字桃ノ藪五五三五、五五三七の一、五五三七の二、五六二六の三から五六二六の五まで、五六二七の三、字松ノ下五六二八、五六三〇、広川町大字水原字北屋敷三三七八、三三七九、字仙頭三四八五、三四八七の一

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県庁並びに関係市役所及び町村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二百十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十二年一月二十五日

農林水産大臣　赤松　広隆

一　(一)　保安林の所在場所　岡山県久米郡美咲町吉ケ原字廻リ戸一の一、字川口二の一、字峰山五七の一

(二)　指定の目的　水源のかん養

(三)　指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

二　(一)　保安林の所在場所　岡山県久米郡美咲町柵原字カシ山四六七、字横路谷ノキワ四六八の一

(二)　指定の目的　土砂の流出の防備

(三)　指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岡山県庁及び美咲町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二百十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十二年一月二十五日

農林水産大臣　赤松　広隆

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　大分県佐伯市（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　水源のかん養

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を大分県庁及び佐伯市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○経済産業省告示第八号

輸入貿易管理令（昭和二十四年政令第四百十四号）第三条第一項の規定に基づき、昭和四十一年通商産業省告示第百七十号（輸入割当てを受けるべき貨物の品目、輸入についての承認を受けるべき貨物の原産地又は船積地域その他貨物の輸入について必要な事項の公表）の一部を次のように改正し、平成二十二年二月一日から施行する。

平成二十二年一月二十五日

経済産業大臣　直嶋　正行

二の二の表の第１の25・24の項中「第三条第六号」を「第三条第四号」に改める。

三の8の(4)のイ中「特定国内希少動植物種」を「特定国内希少野生動植物種」に改める。

三の8の(5)を次のとおり改める。

(5)　放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（昭和三十二年法律第百六十七号。以下「障防法」という。）第二条第二項に定める放射性同位元素については、次のイ又はロに掲げる書類

イ　放射性同位元素の使用の許可を受けた者にあっては、障防法第九条第一項に規定する許可証の写し

ロ　放射性同位元素の使用の届出又は販売若しくは賃貸の業の届出を行った者にあっては、届出を行ったことを示す証明書

三の8の(6)中「第四条」を「第四条第一項」に改める。

三の8の(7)を次のとおり改める。

(7)　イ　N―アセチルアントラニル酸及びその塩類、イソサフロール、エルゴタミン及びその塩類、エルゴメトリン及びその塩類、過マンガン酸カリウム、サフロール、ピペロナール、無水酢酸、3・4―メチレンジオキシフェニル―2―プロパノン、リゼルギン酸及びその塩類並びにこれらを含有する物（麻取法第五十条の三十一ただし書又は麻薬及び向精神薬取締法施行令（昭和二十八年政令第五十七号）第八条の四の規定により届出の対象外となる物を除く。）については、麻取法第五十条の二十九に規定する届出を行ったことを証明する書類（麻取法第二条第三十七号に規定する麻薬等原料輸入業者（以下「麻薬等原料輸入業者」という。）が輸入しようとする場合に限る。）又は麻取法第五十条の三十一に規定する届出を行ったことを証する書類（麻薬等原料輸入業者以外の者が輸入しようとする場合に限る。）

ロ　アセトン、アントラニル酸及びその塩類、エチルエーテル、塩酸、トルエン、ピペリジン及びその塩類、メチルエチルケトン、硫酸並びにこれらを含有する物（麻取法第五十条の三十一ただし書又は麻薬及び向精神薬取締法施行令第八条の四の規定により届出の対象外となる物を除く。）については、麻取法第五十条の二十七に規定する届出を行ったことを証明する書類（麻薬等原料輸入業者が輸入しようとする場合に限る。）又は麻取法第五十条の三十一に規定する届出を行ったことを証する書類（麻薬等原料輸入業者以外の者が輸入しようとする場合に限る。）

三の8の(8)中「指定書」を「指定証」に改める。

○国土交通省告示第三十四号

次の型式に係る船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第六条ノ四第一項の規定に基づく型式承認は、船舶等型式承認規則（昭和四十八年運輸省令第五十号）第十一条第一項の規定に基づき、平成二十年十月一日付けをもって失効したので、同規則第十二条の規定に基づき、告示する。

国土交通大臣　前原　誠司

平成二十二年一月二十五日

型式承認番号	物件の名称	物件の型式	製造者の名称	製造者の住所
第Ｆ―289号	表面仕上材（難燃性上張り材）	デコラマリンＫ	デコラミット株式会社	東京都品川区東品川２丁目５―８